

市木・木や藤地区に在住する建設会社相談役の谷口信幸さんは、自宅の裏山に津波の避難所を整備しました。

同地区は南海トラフ巨大地震により、最大5メートルの浸水が想定されていて、谷口さんは地元住民からの相談を受け自宅の裏山を購入。昨年1月から木々の伐採や整地などをして同年7月に完成させました。

避難所は、海拔23メートルの所であり、地域住民全員が集まることのできるスペースとなっています。また、避難経路には手すりを付けており、高齢者の方にも配慮しています。



津波避難所の整備に対して
感謝状贈呈

顔認証マイナンバーカード
(暗証番号が不要なカード)
のご案内

● 顔認証マイナンバーカードとは：
マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安のある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証または目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

● 取得方法

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時または出張申請時に併せて手続きができます。マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。

○ 利用できるサービス

- ・ 健康保険証としての利用
 - ・ 券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別など)を用いた本人確認書類としての利用
- ※訪問診療などは、令和6年10月以降に対応予定。

× 利用できないサービス

- ・ マイナポータル
- ・ 各種証明書のコンビニ交付
- ・ オンライン診療、オンライン服薬指導
- ・ その他のオンライン手続きなどの暗証番号の入力が必要なサービス

その他不明な点がありましたら、市役所市民協働課までご連絡ください。
☎ 市民協働課 ☎ 72-1117 (内線222)

4月1日から☎72-5678
(新型コロナウイルスワクチン対策室)
の電話受付は終了します

4月1日以降の高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチン、新型コロナウイルススワクチン、風しん抗体検査・予防接種のお問い合わせは、医療介護課健康増進係(☎72-0333)までお願いいたします。



春を呼ぶ都井岬野焼き

国の天然記念物の野生馬「岬馬」が生息する都井岬で1月28日、毎年恒例の野焼きが行われました。

芝の萌芽を促すとともに、ダニなどの害虫を駆除する伝統行事。野生馬の保護に取り組む都井御崎牧組合の組合員や宮崎大学農学部獣医学部の学生、ボランティアら約40人が参加しました。参加者は小松ヶ丘や扇山を登り、軽油を浸した布を詰めた竹の棒で枯れ草

谷口さんの地域防災対策の貢献に対して3月12日、本市から感謝状を贈呈しました。贈呈式には、病気療養中の谷口さんに代わって、長女の長松幸子さん、夫の長松紘士さんが出席し、幸子さんが市長から感謝状を受け取りました。

市長は「地域住民の方の安心安全につながり感謝の気持ちでいっぱい」と感謝の言葉を述べ、幸子さんは「普段は地域の人たちのいこいの場として、いざとなったら避難場所として活用してもらえたら」と話していました。

有明小がキャリア教育で
文部科学大臣表彰

「第16回キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰」に、有明小学校が選ばれました。県内では同学校を含めて3団体受賞。

同学校は、地元企業への職場見学の実施や地域住民と協働した稲作・海浜清掃活動などの協働活動、学校周辺のゴミ拾いなどの地域貢献活動を授業の一環で実施しており、地域に根差した教育の推進が評価されました。

同学校で2月7日、伝達式が行われ、教育長が荻原健弘校長に表彰状を手渡しました。

に火をつけると、すぐさま燃え広がりがちな草原は白煙に包まれ、岬馬は火を避けるように移動していました。

都井岬では早ければ4月ごろから「春駒」と呼ばれる子馬の出産シーズンを迎えます。



令和5年度
南那珂地区花き展示品評会

2月16日から18日にかけて「道の駅きたごう」にて、「令和5年度南那珂地区花き展示品評会」が開催され、串間市からは3名の複数品種を出展いただきました。

この品評会にて、大東揚原地区の平川俊一郎さんが栽培した「トルコギキョウ ジュリアスホワイト」が「優

等 串間市長賞」を受賞されました。

また、平川さんのご厚意で本庁舎1階ロビーに、受賞した「トルコギキョウ ジュリアスホワイト」のほか3点を展示いただき、訪れた市民の方々の目を楽しませていました。

今後とも、ご活躍を祈念しております。



年金
トピック

令和6年度
国民年金保険料額について

令和6年4月から令和7年3月までの国民年金保険料は月額1万6,980円となります。

毎月の保険料の納付は原則として翌月末日までとなっており、納付期限までに納付がないと障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できなくなることがあります。

収入が少なく保険料の支払いが困難な場合、保険料の全額または一部が免除になる制度がありますのでお気軽にお問い合わせください。

学生納付特例制度の申請は4月から受け付けしており、「在学証明書」または「学生証の写し」が必要となります。また、次年度も引き続き在学予定の方には、4月にハガキ形式の申請書を送付しておりますので、必要事項を記入してご返信ください。

なお、一般免除申請は7月からの受け付けとなります。所得に応じて免除区分が決定されるため、本人、配偶者、世帯主の申告が必要です。所得の確認ができない場合、却下になることがあります(なお、申請時点の2年1ヵ月前までさかのぼって申請ができますので、忘れずにお手続きをお願いします)。

問い合わせ先 市民協働課市民係 ☎72-1117(内線225・226) / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571